

NPO 法人 中国帰国者・日中友好の会 役員報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会定款第19条に基づき、理事ならびに 監事（以下「役員」という）に支給する報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬及び日当は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附則 この規定は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

NPO法人 中国帰国者・日中友好の会 職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 職員就業規則（以下「就業規則」という）第19条の規定により、NPO法人中国帰国者・日中友好の会（以下「法人」という）職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的取り扱いをしない。

(男女均等待遇)

第3条 職員の男女の性別を理由として給与について差別的取り扱いをしない。

(給与の種類)

第4条 職員の給与の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 超過勤務手当

(給与締切日及び支払日)

第5条 給与は前月の1日から起算し、末日に締切って計算する。

- 2 給与は毎月10日に支払う。（ただし、支給日が金融機関の休日あるいは担当者の休日にあたるときはその前日に繰上げて支払う。）

(非常時払い)

第6条 前条第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合には、職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合。
- (2) 前各号のほか、やむをえない事情があると理事長が認めた場合。

(給与の計算方法)

第7条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その時間に対する給与は支給しない。ただし、本規定等で別に定める場合は、その規定による。

- 2 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該給与締切り期間の末日

において合計し、1/2時間で算出する。

- 3 昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算による。
- 4 一給与締切り期間における給与の総額に1円未満の端数を生じた場合は端数が50銭以上のときは1円に切り上げ、50銭未満のときは切り捨てる。
- 5 中途採用された職員及び中途退職者の給与は日割計算による。

(給与の支払方法)

第8条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。なお、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する銀行等の当該職員の預金口座等への振込みによる支払うことができる。

(給与からの控除)

第9条 給与からの控除金は次の通りとし、毎月給与支払の際これを控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険・介護保険料
- (3) 厚生年金保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) その他、従業員本人との協定によるもの、賠償保険料等

第2章 本俸

(給与の形態・本俸月額)

第10条 職員の給与は月給制又は時給制とする。

- 2 常勤職員の本俸は、月給制とし、社員の学歴、能力、経験、技能および職務内容などを総合的に勘案して各人ごとに決定する。
パートタイムの給与は理事会で定める時間給とする。

(初任給)

第11条 職員の本俸の初任給は、能力、技能及び経験を勘案して理事会で決定する。

(昇給)

第12条 昇給は、6ヶ月以上勤務したものにつき、経営状況により、理事会で決定する。

- 2 昇給は、定期昇給及び臨時昇給とし、勤務成績その他の事項を考課して行う。
- 3 昇給は、原則として毎年1回とし、毎年4月に行う。
- 4 昇給は、法人の業績の消長により定期昇給を行わないこともある。 その場合には理事会で決定する。

(降給)

第13条 降給は法人の業績が著しく悪化する等業務上やむをえない場合に行うことができる。

- 2 降給は個人の勤務成績・能力が著しく悪化し、その任に耐えられなくなった場合、または懲戒処分を受けた者等につき、その度合いを勘案して行うことができる。

第3章 手当

(通勤手当)

第14条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費支弁を目的として一か月分の定期代相当額の通勤手当を支給する。ただし、非常勤職員に対して、往復交通費実費*日数と一か月分の定期代との金額の低い方とする。通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとし、また非課税限度額を超える場合には非課税限度額を限度として支給することとする。

(時間外・休日・深夜勤務手当)

第15条

1. 当法人は所定労働時間を超えた労働を基本的に求めない。やむを得ず所定労働時間を超えた労働をした場合は、事前に事務局長の承認を必要とする。時間外勤務手当を、深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。行事等で休日出勤の場合は代休を認める。

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}}$	$\times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}}$	$\times 1.5 \times \text{深夜労働時間数}$

2. 算定基準賃金とは基準内賃金から 手当と通勤手当を除いたものをいう。

第4章 賞与

(賞 与)

第16条

1. 賞与は原則として毎年7月および12月に職員の勤務成績を査定して決定し、支給する。ただし、法人の業績によっては、賞与の額を縮小し、または見送ることがある。その場合には理事会での決議による支給金額が決まる。
2. 賞与の算定期間は以下のとおりとし、支給対象者は賞与の支給日に在籍している社員に限る。

夏季賞与	1月 1 日から 6月30 日
冬季賞与	7月 1日から 12月 31日

第5章 退職金

(退職金)

第17条 職員の退職金は、法人の経営状況などによって、理事会の決議で決める。

第6章 改正

(改正)

第18条 この規定の改定は、職員の意見を聞いたうえ、法人理事会の議決による。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年9月15日に改定して、10月1日より実施する。

この規定は、平成31年4月20日に改定して、5月1日より実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会	事業年度	R3年4月1日～R4年3月31日
-----	------------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	399,000 円
賛助会員受取会費	71,000 円
受取寄付金	16,507,541 円
社会教育事業収入	0 円
社会福祉事業収入（餃子製造・販売）	385,386 円
介護福祉サービス事業収入	29,307,574 円
受取助成金	100,000 円
雑収入(活動室使用料等)	0 円
受取利息	275 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	46,770,776 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会	チェック欄
-----	------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	R3年4月1日～R4年3月31日	28人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉓」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		28人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
池田 澄江		理事		○						平 20.9.30 就任
宇都宮孝良		理事		○						平 20.9.30 就任
宮崎 慶文		理事		○						平 20.9.30 就任
河村 忠志		理事		○						平 20.9.30 就任
白山 明德 (芳賀史夫)		理事		○						平 20.9.30 就任
高橋 秀哉		理事		○						平 20.9.30 就任
河合 弘之		監事		○						平 20.9.30 就任
高橋 カツ		監事		○						平 23.7.1 就任
小野寺利孝		理事		○						平 21.7.1 就任
安原 幸彦		理事		○						平 21.7.1 就任
米倉 洋子		理事		○						平 21.7.1 就任

松本 莉恵	理事	○						平 21. 7. 1 就任
佐藤 麗子	理事	○						平 21. 7. 1 就任
鈴木 静子	理事	○						平 21. 7. 1 就任
鳥海 準	理事	○						平 24. 7. 1 就任
鈴木 経夫	理事	○						平 24. 7. 1 就任 令 3. 6. 30 退任
綱島 延明	理事	○						平 25. 7. 1 就任
清水 洋	理事	○						平 23. 7. 1 就任
松田 耕平	理事	○						平 23. 7. 1 就任
大田 昇	理事	○						平 23. 7. 1 就任
王 懐林	理事	○						平 23. 7. 1 就任
中村 広	理事	○						平 23. 7. 1 就任
村松 緑	理事	○						平 26. 7. 1 就任
過能 国弘	理事	○						平 26. 7. 1 就任
平沢千恵子	理事	○						平 26. 7. 1 就任
小野 隆輔	理事	○						令 1. 7. 1 就任
吉岡 孝行	理事	○						令 3. 7. 1 就任
成川 良子	理事	○						令 3. 7. 1 就任

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	表計算ソフト EXCEL 使用 ルーズリーフ	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	7年
寄付者名簿	EXCEL 使用 ルーズリーフ	寄付の ある毎	7年
給与台帳	給与計算ソフト使用 ルーズリーフ	毎月	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	7年
賃金台帳	TKCソフト使用 ルーズリーフ	毎月	7年
固定資産台帳	TKCソフト使用 ルーズリーフ	都度	7年
在庫管理表	表計算ソフト EXCEL 使用 ルーズリーフ	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会	チェック欄		
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類				
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">する</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	する	しない
する	しない			
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)			
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日			
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し			

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日 ~ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 中国帰国者・日中友好の会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <small>(注2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ